

評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益財団法人放射線計測協会（以下「協会」という。）定款第15条の規定に基づき、評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 評議員の報酬等の額は、評議員会出席1回につき、20,000円とする。

(報酬等の支給日及び支払い方法)

第5条 評議員の報酬等は、評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

- 2 評議員の報酬等は、法令に基づき、その報酬等から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で、直接評議員に支給する。ただし、評議員から申し出があった場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第7条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。